

保谷庁舎敷地の活用に向けて ～敷地活用の事業者を募集～

1 保谷庁舎敷地活用の概要

保谷庁舎敷地の暫定活用については、令和5年7月の庁舎統合方針の見直しに伴い、暫定活用期間等の諸条件を踏まえ、改めてサウンディング調査の実施や、各種市民参加等を経て基本方針を改定しました。

このたび、改定した基本方針に基づき、令和7年度に敷地活用の事業者を募集・選定いたします。

2 跡地活用事業の事業者募集

(1) 事業スキーム

市が市有地に定期借地権を設定し、民間事業者が施設を整備します。

(2) 事業期間

令和26年3月31日まで

(3) 募集スケジュール（予定）

令和7年5月22日 募集要項等公表（詳細はQRコードから）

令和7年10月 事業者選定（公募型プロポーザル方式による）



現在の保谷庁舎敷地

